

## 事業所・企業統計調査規則

〔昭和56年4月7日〕  
総理府令第26号

最終改正 平成15年12月12日

総務省令第140号

(趣旨)

第1条 統計法(以下「法」という。)第2条に規定する指定統計である事業所・企業統計(指定統計第2号)を作成するための調査(以下「事業所・企業統計調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 事業所・企業統計調査は、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所及び企業に関する基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。

(定義)

第3条 この省令において「事業所」とは、物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。

2 この省令において「企業」とは、合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社をいう。

(調査周期及び調査日)

第4条 事業所・企業統計調査は、5年ごとに行う。ただし、事業所・企業統計調査を行った年から3年目に当たる年には、簡易な方法により事業所・企業統計調査を行う。

2 事業所・企業統計調査は、前項の規定によりこれを実施する年(以下「実施年」という。)の10月1日(前項ただし書の規定による事業所・企業統計調査(以下「簡易調査」という。)にあっては、6月1日)(以下「調査日」という。)現在によって行う。

(調査の対象)

第5条 事業所・企業統計調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成14年3月7日総務省告示第139号)に定める日本標準産業分類に掲げる事業所のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所(以下「調査事業所」という。)について行う。

- 一 大分類A - 農業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 二 大分類B - 林業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 三 大分類C - 漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 四 大分類Q - サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類83 - その他の生活関連サービス

業（小分類番号 8 3 2 家事サービス業に限る。）及び中分類 9 4 - 外国公務に属する事業所  
（調査の種類）

第 6 条 事業所・企業統計調査は，甲調査及び乙調査（簡易調査にあつては，乙調査を除く。）とする。

2 甲調査は，調査事業所のうち，国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所について行う。

3 乙調査は，国及び地方公共団体の調査事業所について行う。

（調査事項等）

第 7 条 事業所・企業統計調査は，調査票により，調査事業所に係る次に掲げる事項のうち，甲調査の場合には第一号及び第二号に掲げる事項（簡易調査にあつては，第一号へ及びり並びに第二号イ，ハ，ニ，ホ，ヘ，ト，ヌ，ル，ヲ，ワ，カ及びヨに掲げる事項を除く。）を，乙調査の場合には第一号イ，ロ，ホ及びトに掲げる事項を調査する。

一 事業所に関する事項

イ 名称

ロ 所在地及び電話番号

ハ 経営組織

ニ 開設時期

ホ 事業の種類

ヘ 業態

ト 従業者数

チ 本所又は支所の別

リ 形態

二 企業に関する事項

イ 登記上の会社成立の時期

ロ 資本金，出資金又は基金の額

ハ 外国資本比率

ニ 親会社，子会社，関連会社その他の関係会社の有無

ホ 親会社の名称

ヘ 親会社の所在地及び電話番号

ト 支所の数

チ 会社全体の常用雇用者数

リ 会社全体の主な事業の種類

ヌ 本所の名称

ル 本所の所在地及び電話番号

ヲ 会社の合併又は分割の状況

ワ 本所の所在地の移転状況

カ 会社の名称の変更状況

### ヨ 電子商取引の状況

- 2 前項の調査票の様式は、甲調査に係る調査票の場合には別記様式第1号（ただし、簡易調査にあっては、総務大臣が告示で定める。）、乙調査に係る調査票の場合には別記様式第2号のとおりとする。

## 第8条 削除

### （統計調査員）

第9条 法第12条第1項に規定する統計調査員として甲調査の事務に従事させるため都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第3項に規定する指導員にあっては、次項及び第3項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

- 一 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第十一号に規定する徴収職員又は地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第三号に規定する徴税吏員
  - 二 警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察官
- 2 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）内にある調査事業所に係る調査票の配布及び取集並びに調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。
  - 3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、甲調査に係る統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類の検査並びにこれらに附帯する事務を行うものとする。
  - 4 前2項の規定にかかわらず、特別の事情により、調査員が第2項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。
  - 5 都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を市町村長に通知し、及び総務大臣に報告するものとする。

### （統計調査員の身分を示す証票）

第10条 市町村長は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を交付するものとする。

- 2 統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

### （調査区の設定及び修正）

第11条 市町村長は、総務大臣の定めるところにより、実施年（簡易調査の実施年を除く。）の3月1日（第18条第1項において「調査区設定日」という。）現在により当該市町村の区域を区分して調査区を設定するものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により調査区を設定したときは、調査区地図、調査区台帳その他の調査区関係書類（以下「調査区地図等」という。）を作成し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

- 3 都道府県知事は、前項の規定により提出された調査区地図等を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。
- 4 市町村長は、第1項の規定により設定した調査区について、調査日（簡易調査の調査日を除く。以下同じ。）までに市町村の境界変更が行われた場合又は調査日までに生じた総務大臣の定める事由により調査区の修正を要すると認める場合には、速やかにこれを修正するものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により調査区を修正した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「その定める期限までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。  
（調査の方法及び期間）

第12条 甲調査は、調査員（第9条第4項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第14条及び第18条において同じ。）が調査票を担当調査区内の調査事業所ごとに配布し、及び収集することにより行う。

- 2 乙調査は、市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。
- 3 前2項の規定による甲調査及び乙調査は、実施年の9月24日から翌月20日（簡易調査にあつては、5月24日から翌月20日）までの間に行う。

（期間の変更）

第13条 市町村長は、甲調査又は市町村の調査事業所に係る乙調査に関し、天災事変その他避けることのできない事故のため、前条第3項に規定する期間により難しいときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合又は都道府県の調査事業所に係る乙調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため前条第3項に規定する期間により難しいときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合又は国の調査事業所に係る乙調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため前条第3項に規定する期間により難しいときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

- 4 総務大臣は、前項の規定により期間を別に定めたときは、その旨を告示するものとする。

（申告の義務及び方法）

第14条 事業所・企業統計調査に当たっては、第7条第1項各号に掲げる事項のうち、甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項について、当該調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が申告しなければならない。

- 2 事業主が不在その他の事由により申告を行うことができないときは、事実上当該事業主に代わる者は、当該事業主に代わって当該申告を行うものとする。
- 3 前2項の申告は、甲調査の場合には調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより、乙調査の場合には調査票に記入し、及び当該調査票を市町村の調査事業所にあつて

は市町村長に、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事に、国の調査事業所にあつては総務大臣に提出することにより行うものとする。

(調査票等の提出等)

第15条 調査員及び指導員は市町村長に対しその定める期限までに、市町村長は都道府県知事に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、総務大臣の定めるところにより、前項の規定により市町村長から提出された甲調査に係る調査票の内容を、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録し、及び当該都道府県知事の事業所名簿その他のこれに関する附属書類を作成しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により市町村長から提出された調査票その他関係書類、前項の規定により記録した電磁的記録(以下「甲調査に係る電磁的記録」という。)及び当該都道府県の事業所名簿その他のこれに関する附属書類、当該都道府県の調査事業所についての乙調査に係る調査票並びにこれらに関する関係書類を総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

(結果の公表等)

第16条 総務大臣は、甲調査に係る電磁的記録の検査、乙調査に係る調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(事業所及び企業の名簿の作成)

第17条 総務大臣は、調査事業所について、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成するものとする。

(調査区の管理)

第18条 市町村長は、調査日の翌日以後次の実施年(簡易調査の実施年を除く。)の調査区設定日の前日までの間、総務大臣の定めるところにより、調査区を管理するものとする。

2 市町村長は、前項に規定する期間内において、調査区について総務大臣の定める事由が生じたときは、総務大臣の定めるところにより、当該調査区を修正するものとする。

3 市町村長は、前項の規定に基づき調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区地図等及び第9条第2項の規定により調査員が作成した調査区内事業所名簿を修正し、都道府県知事に対し速やかに提出しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により市町村長が提出した調査区地図等及び調査区内事業所名簿を審査し、総務大臣に対し速やかに提出しなければならない。

(調査票等の保存)

第19条 総務省統計局長は、調査票を3年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

## 附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 平成16年に実施する簡易調査においては、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ただし、附則別表に掲げる者を除く。）、日本郵政公社、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の事業所は、甲調査の対象から除く。
- 3 平成16年に実施する簡易調査においては、統計法第2条に規定する指定統計である商業統計（指定統計第23号）を作成するための調査及びサービス業基本調査（指定統計第117号）を作成するための調査と共通の調査票様式を用いて同時に実施することができる。

附則別表（略）

別記様式（略）